

京都市告示第 3 1 7号

京都市長寿すこやかセンター条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、京都市長寿すこやかセンターについて、次のとおり開所時間を変更いたします。

令和4年8月19日

京都市長 門川大作

1 施設概要

(1) 名称

京都市長寿すこやかセンター

(2) 所在地

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1

ひと・まち交流館京都 内

2 変更部分

条例第4条に掲げる開所時間の部分

3 変更内容

相談室及び図書コーナー以外の施設、相談室の開所時間を、午前9時から午後5時までとする。

4 変更期間

令和4年8月19日（金）から令和4年8月31日（水）まで

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）